# 徳島県個人情報保護審査会答申第74号

# 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

# 1 個人情報開示請求

平成28年10月17日,審査請求人は,徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき,徳島県知事(以下「実施機関」という。)に対し,「H〇.〇.〇(〇)に県と私が協議した書類(農山漁村振興課)」に該当する保有個人情報の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成28年10月31日,実施機関は、本件請求に係る保有個人情報については、 当該文書を作成しておらず、個人情報が存在しないため、条例第20条第3項の規定 により請求拒否決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成28年11月2日,審査請求人は,本件決定を不服として,行政不服審査法 (平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき,実施機関に対して審査請求を行った。

# 4 諮問

平成29年3月9日, 実施機関は, 条例第42条の規定に基づき, 徳島県個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して, 本件審査請求について諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、概 ね次のとおりである。

本来台風〇号による氾濫に関する原因を、国・県に尋ねたものであり、国土交通省・農水省と県の担当課・県土・那賀農林・にぎわいづくり課は、何らかの回答及び伺い書類と協議した書類を出しているが、この度 県は「回答しない」と決定した、課

の決定した伺い書類が無いのは可笑しいと「阿南市自主防災会として,資料を提示し「自然災害で死人が出たら」どうするのか協議をした。これら行為は正に,「枉法行為」其のものです。

# 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると,本件決定の 理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に県庁監察課(情報公開・個人情報の総合窓口)において、審査請求人が農山漁村振興課の担当者(以下「当該職員」という。)と協議した内容の記録と推察される。

平成〇年〇月〇日には、審査請求人から平成〇年の台風〇号による水路の氾濫に関し、水路を管理する〇〇〇土地改良区(以下「当該土地改良区」という。)への指導を求める話があり、当該職員が対応している。

当該職員は、当該土地改良区の指導については、南部総合県民局産業交流部(阿南)(以下「産業交流部(阿南)」という。)が行っているため、そちらに伝えておく旨の説明をしたものであり、このことについて、協議録を作成する必要はないと考え、上司に口頭による報告を行ったのみであり、作成した事実はないため存在しない。以上により、本件請求に係る対象個人情報は保有していない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 本件決定の妥当性について

実施機関は,本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため,以下,実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日に審査請求人と当該職員が協議した内容を記録した書類と解される。

#### (2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日に県庁監察課(情報公開・個人情報の総合窓口)において、審査請求人から平成〇年の台風〇号による水路の氾濫に関し、水路を管理する当該土地改良区への指導を求める話があり、当該職員が対応しているが、協議録を作成した事実はないとのことである。

実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則(平成13年徳島県規則第73号)第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、協議内容の記録自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。

同日の対応内容は、当該土地改良区の指導は、産業交流部(阿南)が行っており、 そちらに伝えておく旨の説明であったため、当該職員は、協議録を作成する必要は ないと考え、上司に口頭による報告を行ったのみという実施機関の説明に、特段、 不合理な点はない。

以上により,本件請求に係る保有個人情報について,不存在を理由として行った 実施機関の決定は妥当である。

#### 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 3 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検 討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内容
平成29年 3月 9日	諮 問
平成30年 5月15日	審 議 (第100回審査会)
6月21日	実施機関からの口頭理由説明の聴取,審議 (第101回審査会)
7月25日	審 議 (第102回審査会)

# 徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

ļ	氏	名		職業	等		備	考
大	道	Ė Ā	<u>戊</u>	弁護士		会	長	
坂	田	美	佐	税理士				
末	吉	江	衣	弁護士				
南	波	浩	史	徳島文理大学総合	政策学部教授			
松	永	満色	上子	四国大学短期大学	部教授	会長	職務代理	者